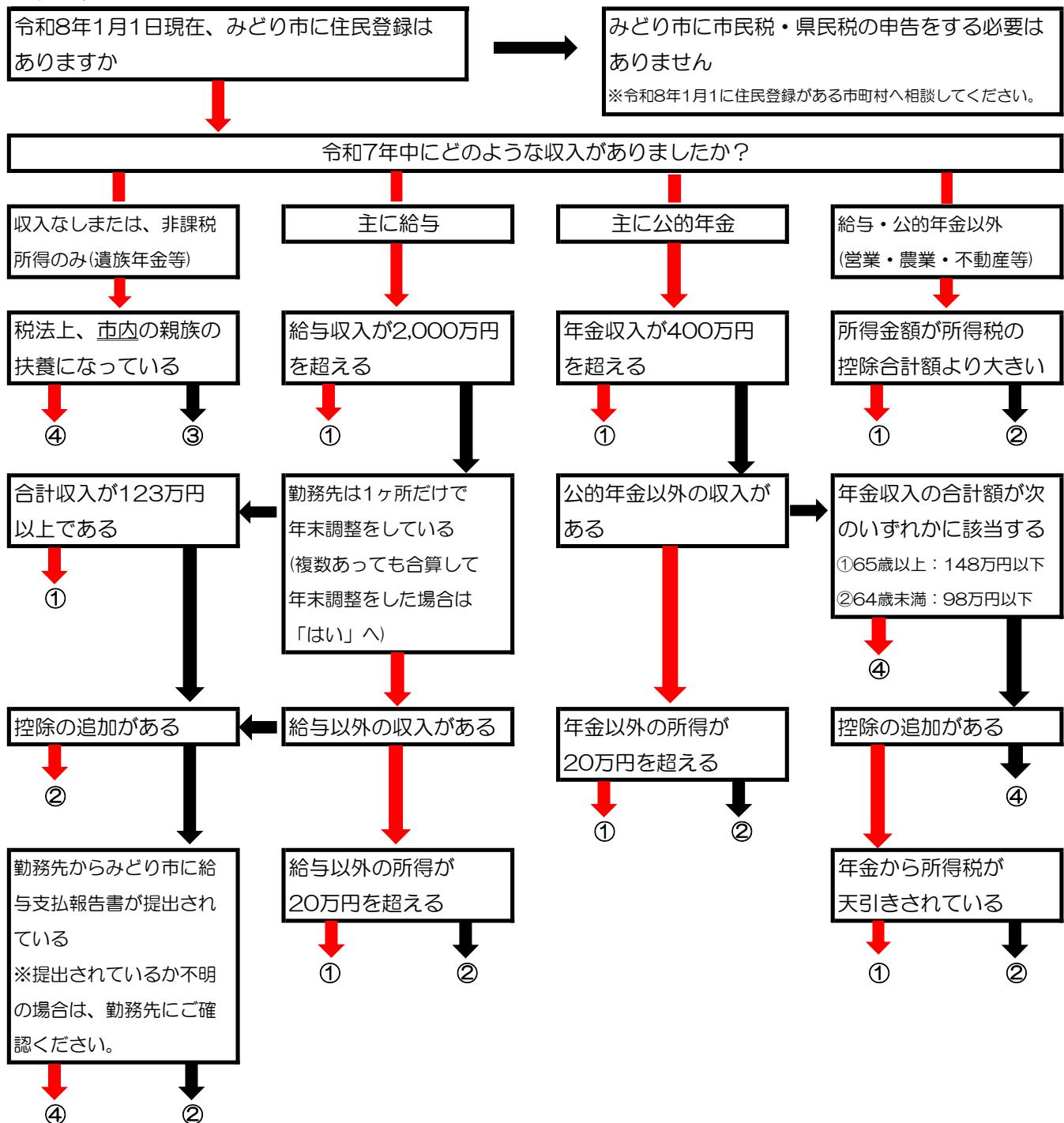


◆ 申告が必要かどうかのフローチャートで確認しましょう

はい

いいえ

スタート



※このフローチャートは一般的な例を示しています。不明な点はお問い合わせください。

| | | |
|---|------------------------|--|
| ① | 所得税の確定申告が必要です。 | 所得税の確定申告書を提出すれば、市・県民税の申告は不要です。確定申告書第二表の「住民税・事業税に関する事項」に該当する場合は、必ず記入してください。 |
| ② | 市・県民税の申告が必要です。 | 所得税が源泉徴収されていて、申告により所得税の還付を受ける場合には、確定申告が必要です。収入がなかった方も市・県民税の申告が必要です。 |
| ③ | 市・県民税の申告が必要な場合があります。 | 所得・税金に関する証明書を見る場合は、市・県民税の申告が必要です。 |
| ④ | 確定申告、市・県民税の申告は必要ありません。 | ただし、所得税が源泉徴収されていて、申告により所得税の還付を受ける場合や年末調整・扶養親族等申告書で申告した以外の控除を受ける場合には、確定申告が必要です。(特に年金所得の源泉徴収票に記載されていない、年金特徴されていない保険料の控除を利用する場合は、申告が必要です。) また、行政サービスの適用を受けるために市・県民税の申告が必要な場合があります。 |